

定 款

一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会

# 一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会（以下「本協会」という）（英語名称：Fukuoka Association of School Social Workers）と称する。

### (事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を北九州市に置く。

### (目的)

第3条 本協会は、スクールソーシャルワーカーの専門性の向上と人材育成、スクールソーシャルワーカー事業の充実と発展、学校ソーシャルワーク実践の普及啓発、さらには支援を要する子どもの人権と教育及び発達の保障に寄与することを目的とする。

### (目的事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) スクールソーシャルワーカーの専門性の向上と人材育成に関する研修事業
- (2) スクールソーシャルワーカー及び学校ソーシャルワーク実践に関する広報啓発事業
- (3) スクールソーシャルワーカーに関する研究事業
- (4) 海外のスクールソーシャルワーカーとの交流事業
- (5) 子どもの人権と教育及び発達の保障に寄与するための相談援助事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

### (規律)

第5条 本協会は、別に定める福岡県スクールソーシャルワーカー協会の倫理綱領に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (公告方法)

第6条 本協会の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 会 員

### (種別)

第7条 本協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者、又は精神保健福祉士法（平成9年法律12月19日法律第131号）第28条の規定により精神保健福祉士の登録を受けた者であって、福岡県又は福岡県内の市町村の教育委員会、学校にてスクールソーシャルワーカー又はスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー、キャンパスソーシャルワーカーとして雇用されており、本協会の目的に賛同して入会した者
- (2) 名誉会員 本協会に功労のあった者で、社員総会において推薦された者
- (3) 賛助会員 次に掲げる者で、本協会の事業を賛助するため入会した者
  - (ア) 社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有しない者であって、福岡県内で活動するスクールソーシャルワーカー
  - (イ) 福岡県外で活動するスクールソーシャルワーカー
  - (ウ) スクールソーシャルワーカーへの就職希望者（社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者）
  - (エ) 学校ソーシャルワークに関心のある他の専門職
- (4) 学生会員 次に掲げる者で、本協会に所属することを希望する者
  - (ア) 社会福祉士及び精神保健福祉士の養成校に在籍する者
  - (イ) 大学院にて学校ソーシャルワーク研究を行う者

(入会)

第8条 正会員、賛助会員又は学生会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第9条 正会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において承認された入会金及び正会員費（以下「会費等」という）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において承認された入会金及び賛助会員費を支払わなければならない。

3 学生会員は、社員総会において承認された学生会員費を支払わなければならない。

4 前3項の入会金及び正会員費、賛助会員費、学生会員費は、本協会の目的事業実施のために充当するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 第7条の会員が次の各号（賛助会員及び学生会員にあつては第5号及び第6号を除く）のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 第9条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- (5) 社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法の第32条1項又は2項の規定により登録が取り消されたとき
- (6) 社会福祉士及び介護福祉士法、精神保健福祉士法の第33条の規定により、登録を削除されたとき
- (7) 除名されたとき
- (8) 総社員の同意にて資格喪失が承認されたとき

(退会)

第11条 正会員、名誉会員および賛助会員ならびに学生会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会にて、総正会員の半数以上の出席であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更

- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費等、賛助会員費及び学生会員費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第16条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事が招集するものとする。

2 社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、一般社団・一般財団法人法第49条第2項に規定する事項または定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(社員総会の決議の省略)

第21条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときはその提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員等

(役員)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 7名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、その他9名以内を一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長とする。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長1名、常務理事1名を選定する。

5 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、本協会の業務を執行する。

2 代表理事は、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、常務理事及びそれ以外の業務を分担執行する理事の職務・権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること

(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認めるときは、これを社員総会又は理事会に報告すること

- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が、請求の日から5日以内に発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

#### (役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存任期とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残存任期が2年に足りない時は、前項によるものとする。

4 役員は、第23条1項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (役員報酬等)

第30条 役員には、その職務にかかる報酬並びにその職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議によって定める。

#### (取引制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間における本協会

とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員 の 責任免除)

第32条 当法人は、役員の一 般社 団・財 団法 人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する役員（役員であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(顧問)

第33条 本協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、社員以外の者の中から、理事会において任期を定めたいうで選任する。

3 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第34条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第35条 本協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 諸規定の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか本協会の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制の整備

(開催)

第37条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段に定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事はこれに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理

事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第44条 本協会は、基金を受ける者の募集をすることができる。

2 基金の拠出者は、本協会が解散するまではその返還を請求することができない。

3 前項の規定にかかわらず、本協会は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団・財団法第141条第2項に規定する限度額の範囲内で、基金の全部又は一部を返還することができる。

4 基金の募集・割当・払込等の手続き・基金の管理および基金の変換等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規定」によるものとする。

5 前項の「基金取扱規定」に定めるもの以外の基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

第45条 本協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第47条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第48条 本協会は、剰余金の分配を行わない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本協会は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本協会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

第52条 本協会の最初の事業年度は、本協会成立の日から令和3年3月31日までとする。